

令和6年11月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂東市長 木村 敏文

市町村名 (市町村コード)	坂東市 (08228)	
地域名 (地域内農業集落名)	沓掛内野山地区 (沓掛、内野山、孫兵衛新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月31日 (第1回)	令和6年9月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・全体的に担い手の高齢化が進んでいることや、後継者未定の担い手が多いことが課題である。
- ・面積が小さい農地など、土地改良事業などにより、耕作しやすい環境を整備するべき。
- ・施設作物については、耕作面積の拡大が難しい。
- ・水田は土地改良区が多く、他地域からの入作もしやすい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・後継者未定の農地などを中心に、若い担い手や市内外問わず農業法人等が耕作しやすいよう農地を集積するなどの環境整備をする。
- ・儲かる農業を体現し、新規就農者が出てくるような仕組みをつくるべき。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	488 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	473 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手(農業法人含む)、非担い手に関わらず拡大の意向があれば集積を行う。 ・担い手が不足する場合は、区域外の新規就農者や農業法人等多様な経営体へ協力を依頼する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・現在のところ、基盤整備事業の予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県、農業改良普及センター、JA、農業委員会等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・希望があった場合、農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

・有害鳥獣(アライグマ、ハクビシン等)の被害が生じた場合、農業者へ箱わなの貸出(設置、回収等)により被害を最小限に抑える。